

静岡市物品調達における電子契約の利用について

1 電子契約とは？

- ・紙の契約書への記名押印によって取り交わす従来の契約締結に代えて、インターネット回線を利用して電子契約書に発注者（静岡市）及び受注者の承認をもって契約締結するものです。
- ・インターネット環境とメールアドレスがあれば、ID等の登録不要で利用できます。
- ・電子契約の利用にあたっては、受注者側の費用負担はありません。

【電子契約のメリット】

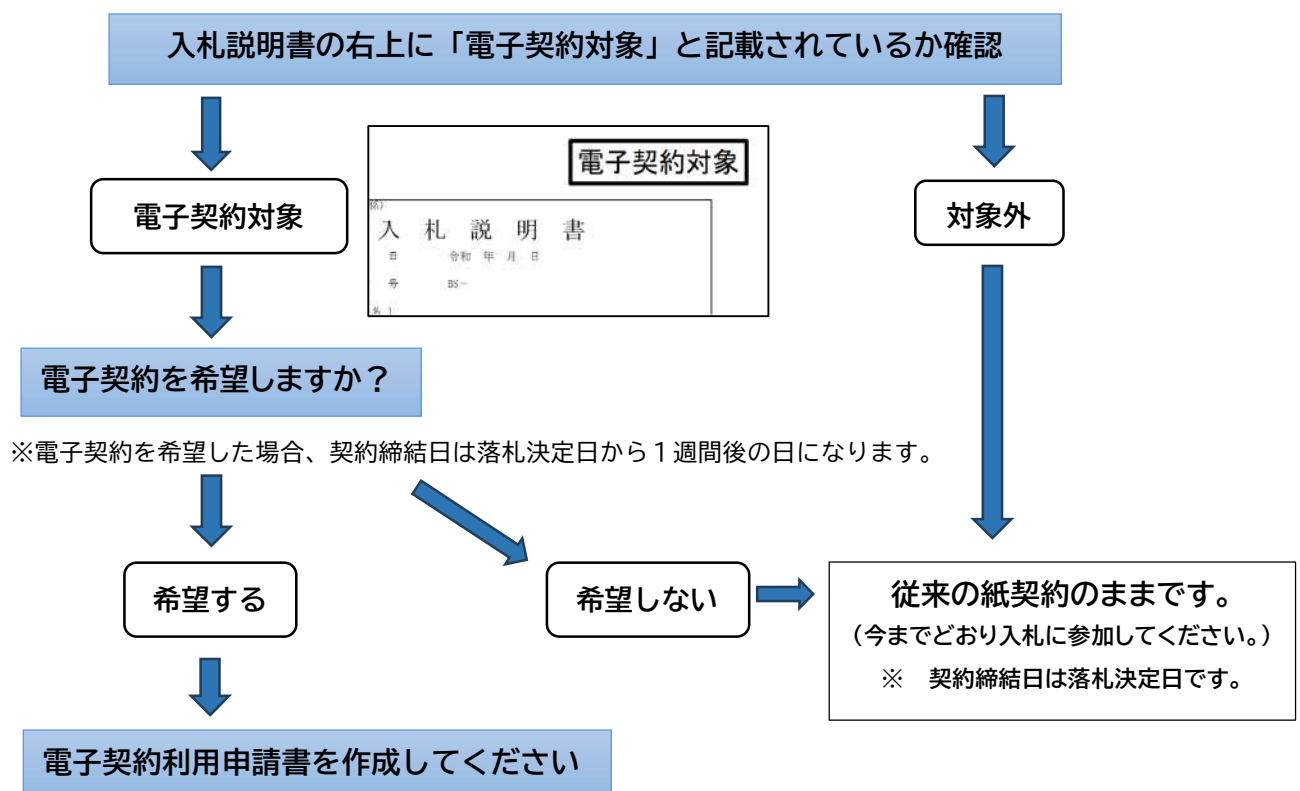
- ・契約書の製本が不要となり、紙での保管が必要なくなります。
- ・契約書への押印が不要となり、契約書の送付や持参の必要がなくなります。
- ・契約時における収入印紙が不要です（印刷製本契約等が該当）。

2 電子契約の対象案件

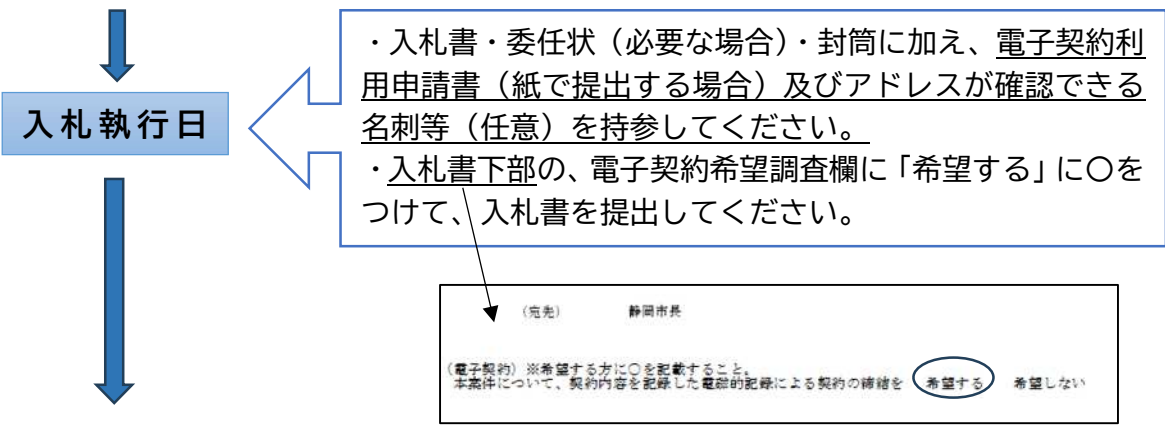
契約課で発注手続きを行う物品調達の一部において、契約相手方が電子契約を希望する案件です。（一般競争入札・制限付一般競争入札・指名競争入札等 ※各課で発注手続きを行う案件や窓口提示は対象外です。）

入札の場合は、入札説明書の右上に「電子契約対象」と表示してある案件が対象です。「対象外」と表示してある案件は、従来どおり紙契約となります。

3 電子契約までの流れ



※電子契約利用申請書（記載例）は、ホームページ（仕様書及び公告が掲載されているページ）又は契約課窓口で配布しています。 [裏へ→](#)



落札決定 通常、木曜日

受注者 ・落札業者となった場合は、落札決定日の翌日までに契約課へ電子契約利用申請書を提出してください。（提出方法は持参又は電子メール）※いただいたメールアドレス宛に担当者から確認メールを送信しますので、メール到達の翌日までに返信してください。

静岡市 ・電子契約利用申請書に記載いただいたメールアドレスへ、署名依頼メールを送信

受注者 ・受信した署名依頼メールに記載のURLから、落札日から7日以内（入札が木曜日場合は翌週木曜日正午まで）に電子署名を行ってください。

静岡市 ・契約内容を確認、承認。落札決定日の1週間後に「電子署名完了のお知らせ」メールを送信


契約締結完了！

メール到達から 14日以内に、電子署名完了のお知らせメールから契約書（PDF）をダウンロードしてください。
（電子契約にて取り交わした契約書は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。）

契約日は落札決定日から **1週間後の日** になります。
（通常、翌週木曜日）
※変更はできませんので、あらかじめご了承ください。

◎電子署名の操作方法（動画）はこちら

↓



ページ名「電子契約の利用について」
— 電子契約の利用にあたって— 物品調達に掲載されている[動画]をご確認ください。

◎電子契約利用申請書のダウンロードはこちら

↓



ページ名「入札情報（契約課所管分）」
— 電子契約について— をご確認ください。